



那須いこいの家 ご利用の皆さまへ

那須いこいの家進入路の拡幅工事を次の期間実施しますので、お知らせします。

また、本工事期間中、町民バスが進入できないため、いこいの家バス停をビジターセンター入口に移動します。

ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

※一般車両の通行はできませんので、ご利用の際はいこいの家駐車場に

- ▼ 駐車してください。
- ▼ 工事期間 11月1日(火)～平成29年1月15日(日) (予定)。
- ▼ 問合せ 環境省那須自然保護官事務所
- 工事について ☎ 7512
- 町民バスについて 企画財政課公共交通係 ☎ 6906

事業系廃棄物の排出について

事業系廃棄物には、事業活動に伴って生じた廃棄物である『産業廃棄物』と産業廃棄物以外のいわゆる『事業系一般廃棄物』があります。

『産業廃棄物』は事業者自らに処理責任がありますので、産業廃棄物収集運搬・処分許可業者に委託し、処理する必要があります。

『産業廃棄物』に該当する廃棄物の種類については、栃木県北環境森林事務所環境対策課(☎028712212277)にご確認ください。

また、宿泊施設等から出た生ごみ、事業所の維持管理で出た剪定枝・木等の『事業系一般廃棄物』は事業所自らでクリーンステーション那須または広域クリーンセンター大田原に搬入するか、那須町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります。

※ごみステーションに排出することはできませんので、ご注意ください。

▼ 問合せ 環境課環境衛生係 ☎ 6916



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規定される20種類に該当するもの

事業系一般廃棄物

- 産業廃棄物以外の廃棄物 (例)
- 宿泊施設等から出た生ごみ
 - 事業所の維持管理で出た剪定枝・木等

